

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第11

令和8年（2026）1月30日発行



海上保安庁

本州南・東岸水路誌

追補 第 11

この追補は、令和2年3月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和7年9月26日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和8年1月30日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所（表題、港名等）	備考
5	気象情報	追補第8当該ページは無効
12	航路標識	追補第10当該ページは無効
26	漁業	
36	ウェブページによる情報提供	追補第4当該ページは無効
69	八戸港	
111	仙台塩釜港	追補第8当該ページは無効
132	大洗港	追補第1当該ページは無効
136	鹿島港	
137	鹿島港	追補第5当該ページは無効
183	千葉港 千葉区・外港	追補第1当該ページは無効
184	千葉港 千葉区・外港	
194	京浜港 東京区	追補第1当該ページは無効
195	京浜港 東京区	
208	京浜港 横浜区・川崎区	追補第1当該ページは無効
253	清水港	追補第10当該ページは無効
275	三河湾口付近	
312	四日市港	追補第10当該ページは無効
314	四日市港	追補第10当該ページは無効
331	五ヶ所港	追補第10当該ページは無効
338	尾鷲港	追補第7当該ページは無効
369	高知港	追補第10当該ページは無効

気象官署——この水路誌の記載区域に關係ある気象官署は次のとおりである。

天気相談所 本書の記載区域に關係のある気象庁の天気相談所は、次表のとおりである。

【表の差し替え】

名 称	電 話 番 号	備 考	
仙台管区気象台天気相談所	022-290-5320	東北地方の気象情報	自動音声案内
気象庁天気相談所	03-5422-1018	北陸地方、関東甲信地方及び東海地方の気象情報	
大阪管区気象台天気相談所	06-6949-1300	近畿地方、中国地方及び四国地方の気象情報	

5

第3章 海象

海 流

本州の南・東方海域には黒潮、黒潮続流、黒潮反流、津軽暖流、親潮の各海流があり、その大勢はおよそ
10 第3図（6ページ参照）のとおりである。このうち黒潮の流速は極めて速く、流路の変動も大きいので、最も注意を要する海流である。

ここで述べる海流の流向、流速、流路、表面水温などについては、統計による平均的状態を示したものである。

実際の海流は、それぞれ特有の性質による季節変化や年変化が大きいほか、不規則な種々の要因により、
15 平均的状態とかなり相違することがしばしば起こっている。

航海者は、海洋状況表示システム（海しる）及び海上保安庁から平日の毎日発行されている海洋速報等の最新の海況情報に注意する必要がある。

海洋状況表示システム（海しる）ウェブページ

URL <https://www.msil.go.jp/>

20 海洋速報等ウェブページ

URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

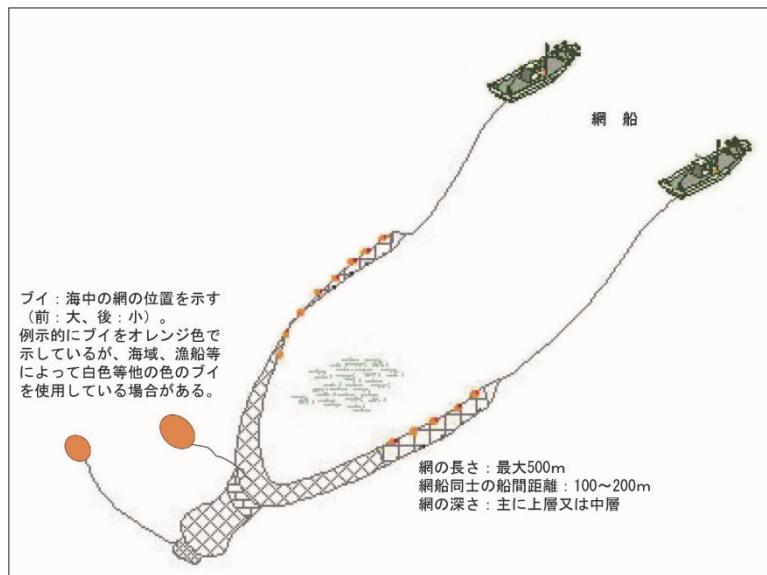
黒潮の流路 黒潮は、台湾東岸と与那国島の間から東シナ海に流入して、南西諸島の北西側を 200m 等深線に沿って北上し、屋久島～奄美大島の間を通って日本の南方海域に抜ける。その後は九州東岸から四国南岸、本州南岸沿いに東北東方へ流れるが、紀伊半島～遠州灘沖に大きな冷水渦が現れる場合には、黒潮の
25 流路は紀伊水道沖から伊豆諸島の間で著しい変動が起り、黒潮が冷水渦を迂回して流れる大蛇行現象が現れる。

AIS信号所 船舶の AIS (Automatic Identification System : 船舶自動識別システム) 受信機又は AIS 重畳表示が可能なレーダや ECDIS (Electronic Chart Display and Information System : 電子海図表示システム) 画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設のこと。種別には、既存の航路標識に AIS 局を併置した「Real」と実際には存在しない航路標識をレーダ等に表示させる「Virtual」がある。**本誌記載区域内には、次の 25AIS 信号所がある。AIS 信号所の位置等の詳細は書誌第 411 号「灯台表第 1 卷」に記載してある。**

AIS 信号所名	位 置	種 別	備 考
東京湾口第1号	35° 05.8' N 139° 44.5' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
東京湾口第2号	35° 08.1' N 139° 45.2' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
東京湾口第3号	35° 10.4' N 139° 45.9' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
東京西航路第6号	35° 34.8' N 139° 48.1' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
京浜川崎シーバース	35° 28.0' N 139° 46.1' E	Real	
浦賀水道航路中央第1号	35° 12.7' N 139° 46.6' E	Real	浦賀水道航路中央第1号灯浮標に併置
伊豆大島西岸沖推薦航路北	34° 48.0' N 139° 17.0' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
伊豆大島西岸沖推薦航路南	34° 42.2' N 139° 10.0' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
伊良湖水道航路南東方	34° 32.4' N 137° 01.8' E	Real	伊勢湾第2号灯浮標に併置
中山水道開発保全航路第1号	34° 37.7' N 136° 58.6' E	Real	中山水道開発保全航路第1号灯標に併置
四日市港昭和四日市石油シーバース	34° 55.8' N 136° 42.2' E	Real	
梶取埼南東方浮魚礁施設	33° 30.7' N 136° 05.7' E	Real	梶取埼南東方浮魚礁施設灯に併置
樫野埼東方浮魚礁施設	33° 27.9' N 135° 57.6' E	Real	樫野埼東方浮魚礁施設灯に併置
潮岬沖推薦航路東	33° 25.9' N 135° 52.5' E	Virtual	大阪湾海上交通センター管理
潮岬沖推薦航路西	33° 24.3' N 135° 45.3' E	Virtual	大阪湾海上交通センター管理
潮岬沖推薦航路南方	33° 22.7' N 135° 45.3' E	Virtual	大阪湾海上交通センター管理
和深埼南西方浮魚礁施設	33° 25.5' N 135° 27.3' E	Real	和深埼南西方浮魚礁施設灯に併置
市江埼南西方浮魚礁施設	33° 26.3' N 135° 18.3' E	Real	市江埼南西方浮魚礁施設灯に併置
見草埼南西方浮魚礁施設	33° 27.5' N 135° 07.7' E	Real	見草埼南西方浮魚礁施設灯に併置
瀬戸埼南西方浮魚礁施設	33° 30.3' N 135° 05.3' E	Real	瀬戸埼南西方浮魚礁施設灯に併置
土佐黒潮牧場10号施設	33° 01.2' N 134° 07.2' E	Real	土佐黒潮牧場10号施設灯に併置
土佐黒潮牧場18号施設	32° 29.1' N 133° 12.1' E	Real	土佐黒潮牧場18号施設灯に併置
土佐黒潮牧場20号施設	33° 01.0' N 133° 35.0' E	Real	土佐黒潮牧場20号施設灯に併置
土佐黒潮牧場21号施設	32° 23.2' N 132° 28.9' E	Real	土佐黒潮牧場21号施設灯に併置

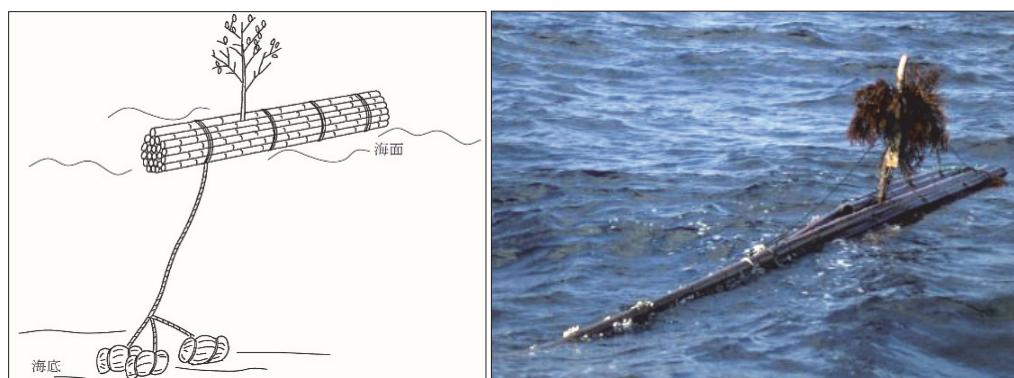
機船船引き網漁業 伊勢湾、三河湾及び渥美半島太平洋側沿岸海域では、ほぼ周年機船船引き網によるいかなご漁業等が活発に行われている。特に2隻の漁船が対となり網を引く2艘引き網漁業は最大500mに及ぶ網を引いているので注意を要する（第9図参照）。操業時間は概ね日出～午前11時頃までである。これらの漁船を認めた場合は、十分な距離をとって避航し、漁船群の操業海域に進入しないことが賢明である。~~伊勢湾海上交通センター及び名古屋港海上交通センターでは「いかなご漁」の情報提供を行っている。~~

第9図 機船船引き網漁業概略図



シイラ漬漁業 土佐湾の沿岸海域にはシイラ漬漁業のための標識旗、自然木の目印を付けた長さ10mの竹の束が多数設置されている（第10図参照）。この漁具は流失防止のため海底にロープと錐で固定している。このまわりでは漁船による引き縄釣り、網漁が行われている場合がある。この海域の航行には注意を要する。

第10図 シイラ漬漁具概略図等



魚礁 沿岸海域には多数の魚礁があり、これらの設置位置は海図に記載してある。なお、海図に記載されてないもので、船舶の航行に支障を及ぼすものについては、その都度水路通報及び、管区水路通報で

日本航行警報 太平洋、インド洋及びその周辺海域を航行する日本船舶の交通安全のため、緊急に通報を必要とする情報を、ウェブページで提供している。また、（一社）共同通信社の船舶向けファクシミリ放送及び（一社）全国漁業無線協会の漁業無線局からも提供している。

- 特に、緊急性の高い情報（海底火山活動、機雷漂流、外国紛争行為、人工衛星等飛行物体の落下、その他
5 船舶に緊急かつ重大な危険を及ぼすおそれのある事項）については、隨時ウェブページに掲載する。

ウェブページによる情報提供

水路通報、航行警報及び灯台表第1巻追加表、水路誌追補は、ウェブページでも入手できる。

- 水路通報 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>
 10 航行警報 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>
 灯台表第1巻追加表 URL https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/shoshi/toudai/j_toudai.html
 水路誌追補 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/shoshi/tsuiho/supplement.html>

各管区海上保安本部及び部署等では、航海の安全情報及びイベント等の最新情報をウェブページでも提供している。

- 15 管区海上保安本部等ウェブページ

海上保安本部等	U R L
第二管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/
第二管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN2/
第三管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/
第三管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/
第四管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/
第四管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/
第五管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/
第五管区海上保安本部海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/

海の安全情報

- 海上保安庁では、プレジャーボート、漁船等の船舶運航者や磯釣り、マリンレジャー愛好者の方々に対して、全国各地の灯台等で観測した気象・海象の状況、海難の発生などの緊急に周知する必要がある情報をリアルタイムに提供する「海の安全情報」を全国の海上保安本部等で運用している。

「海の安全情報」では、海上における安全のより一層の向上を目指して、船舶交通の安全のために必要な情報を使いやすく、分かりやすい形に分類、整理し、インターネット及び電子メールを通じて提供している。

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

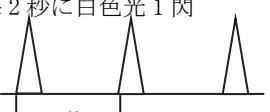
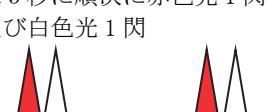
水先 八戸水先区水先人会に要請する。（第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照）

航路 白銀西防波堤東側に東航路、西側に西航路がある。また、第2区の八戸大橋下に水路（新井田川水面及び旧馬淵川水面）があり、航行管制が行われている（**管制信号**の項参照）。

5 **針路法** 北方から入る船舶は、尻屋崎の北東方約6Mの所から針路180°で鯫角に向けて進み、八戸港外港中央防波堤北灯台（40°33.7'N 141°32.1'E）の西側を通り港内に入る。

南方から入る船舶は、鯫角灯台正横3Mで270°に変針し、中央防波堤と第2中央防波堤間から港内に入る。ただし、蕪《カブ》島と第2中央防波堤間は、狭く養殖施設が設置されており、小型船以外は通航を避けた方がよい。大型船は中央防波堤の西側から入港するのがよい。

10 **信号** 新井田川水面及び旧馬淵川水面出入航する一定の船舶は、八戸海上保安部八戸信号所の管制信号に従って航行しなければならない。管制信号は次表のとおりである。（港則法施行規則第20条の2、別表4) 【表の差し替え】

信号の種類	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
		閃光による信号	形象物による信号	
入航信号	八戸信号所 閃光式信号 40°31'48"N 141°31'25"E (八戸大橋上)	毎2秒に白色光1閃 	黒色の上向き円すい形形象物1個 	入航船は入航可 総トン数200t以上の出航船は運航を停止して待機 総トン数200t未満の出航船は出航可
		毎2秒に赤色光1閃 	黒色の方形形象物1個 	出航船は出航可 総トン数200t以上の入航船は第2区(河原木南防波堤東端から180°に引いた線以西に限る。)以外の航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数200t未満の入航船は入航可
		毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	黒色の鼓形形象物1個 	総トン数200t以上の入航船は、第2区(河原木南防波堤東端から180°に引いた線以西に限る。)以外の航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数200t以上の出航船は運航を停止して待機 総トン数200t未満の入出航船は入出航可
		毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	縦に上から黒色の鼓形形象物1個及び赤色の方旗1旒 	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止

注意 (1) 総トン数200t以上の船舶が水路を通航しようとするときは、必ず八戸信号所(TEL 0178-33-3177)に事前に通航予定日時を通報すること。また、通報内容に変更を生じたときにも速やかに通報すること。

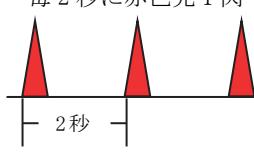
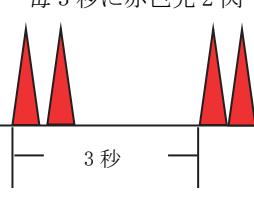
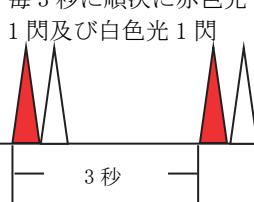
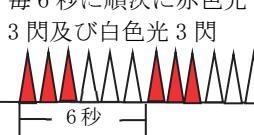
(2) 総トン数200t未満の船舶が水路を、船舶、いかだなどをえい航して通航しようとするときは、事前に通航予定日時を通報し通航すること。

15

船舶制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。）から30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶は、この限りでない。なお、引火性危険物積載タンカーは、港内に停泊中夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の標識を掲揚する。

航行上の注意 東寄りの強風時に防波堤の外側はうねりや波浪が大きく、圧流されて沿岸に乗揚げる事故が発生している。

管制水路に出入航する一定の船舶は、次表のとおり塩釜信号所で行う信号に従って航行しなければならない。（港則法施行規則第20条の2）【表の差し替え】

信号の種類	信号の方法		信号の意味
	閃光による信号	形象物による信号	
入航信号	毎2秒に白色光1閃 	黒色の上向き円すい形形象物1個 	入航船は入航可 総トン数500t以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数500t未満の出航船は、出航可
出航信号 (仙台火力発電所)	毎2秒に赤色光1閃 	黒色の方形形象物1個 	出航船は出航可 ただし、第1区又は第2区から出航しようとする総トン数500t以上の船舶は、運航を停止して待機 総トン数500t以上の入航船は、花淵崎港界標柱と毛無島頂とを結ぶ線の延長線以東の航路外において出航船の進路を避けて待機 総トン数500t未満の入航船は、入航可
出航信号 (1区、2区)	毎3秒に赤色光2閃 	縦に上から黒色の方形形象物1個及び赤色の方旗1旒 	出航船は出航可 ただし、仙台火力岸壁から出航しようとする総トン数500t以上の船舶は、運航を停止して待機 総トン数500t以上の入航船は、花淵崎港界標柱と毛無島頂とを結ぶ線の延長線以東の航路外において出航船の進路を避けて待機 総トン数500t未満の入航船は、入航可
入出航禁止信号	毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	黒色の鼓形形象物1個 	総トン数500t以上の入航船は、花淵港界標柱と毛無島頂を結ぶ線の延長線以東の航路外において出航船の進路を避けて待機 第1区若しくは第2区又は仙台火力岸壁から出航しようとする総トン数500t以上の船舶は、運航を停止して待機 総トン数500t未満の入出航船は、入出航可
指定船舶以外 入出航禁止	毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	縦に上から黒色の鼓形形象物1個及び赤色の方旗1旒 	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航禁止

航路外での待機の指示

- 視程が500m以下の状態で、500t以上の船舶が仙台塩釜港の航路を航行する場合、仙台塩釜港長は、当該船舶の危険を防止するため必要な間、航路外での待機を指示する場合がある。指示は、VHF無線電話及び海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行われる。詳細は、「港則法施行規則第8条の2の規定による指示の方法等を定める告示」（平成22年海上保安庁告示第163号）参照。

航泊制限

- 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中のタンカー（タンク船を含む）から30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

錨地

- 塩釜区の外港錨地は、東は船入島及びカラカイ島の礁脈により、南は花淵崎から北東方へ延びる礁脈によって激浪を防ぎ、喫水6m以下の船舶の錨泊に適するが、底質砂で錨かきは良くない。また、カラカイ島の東方の錨地付近では、東～南東の強風の際に海底地形等の影響により、波浪が急激に高くなることがあるので、走錨、荷崩れ等に注意しなければならない。なお、水島と船入島北端を結んだ線及びカラカイ島東方の錨地の北側にはノリの養殖施設があるので注意を要する。

検疫錨地は、塩釜区入口及び仙台区の南東方（38°13.2'N 141°06.5'E）にある。

前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

沖防波堤西側にいけすがある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第1ふ頭	36° 18.6' N 140° 34.8' E	70	※ 4	1,000×1	水産品
		170	※ 2~3.5	1,000×2	
		140	※ 3.5~4	1,000×2	
第2ふ頭	36° 18.6' N 140° 34.7' E	140	※ 1.5~4.5	1,000×2	
		70	※ 3~3.5	1,000×1	
		140	※ 0.5~3.5	1,000×2	
		70	※ 4~6	1,000×1	
第3ふ頭東岸壁	36° 18.5' N 140° 34.4' E	300	7~8	5,000×1	フェリー貨物
第3ふ頭西岸壁		270	7.5	5,000×1	
第4ふ頭	36° 18.4' N 140° 34.3' E	240	7.5~8	8,000×1	旅客

(注意) 水深欄中、「*」が付されている水深は東日本大震災発生前の測量水深である。

5

台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、大洗港出入港安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先:茨城海上保安部 TEL 029-262-4106)

10 海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所	029-267-2700

引船 引船がある。

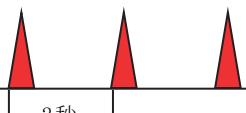
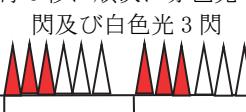
補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

交通 苫小牧港に至るカーフェリー便(13,816 t ほか)がある。

15

信号 鹿島信号所 ($35^{\circ} 55.8' N$ $140^{\circ} 41.7' E$) 及び港奥の鹿島中央信号所 ($35^{\circ} 54.7' N$ $140^{\circ} 40.2' E$) で、鹿島水路の管制信号を行っている。

鹿島水路に出入航する一定の船舶は、次表のとおり鹿島信号所及び鹿島中央信号所で行う信号に従って航行しなければならない。（港則法施行規則第20条の2）【表の差し替え】

信号の種類	信 号 の 方 法		信 号 の 意 味
	鹿島信号所 閃光式（昼夜間）	鹿島中央信号所 電光文字式（昼夜間）	
入航信号	毎2秒に白色光1閃 	I 	入航船は入航可 長さ70m以上の出航船（総トン数1,000t未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可 長さ70m未満又は総トン数1,000t未満の出航船は出航可
出航信号	毎2秒に赤色光1閃 	0 	出航船は出航可 長さ70m以上の入航船（総トン数1,000t未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可 長さ70m未満又は総トン数1,000t未満の入航船は入航可
自由信号	毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	F 	長さ190m（油送船は総トン数1,000t）以上の入航船は水路外において、出航船の進路を避けて待機 長さ190m（油送船は総トン数1,000t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ190m（油送船は総トン数1,000t）未満の入出航船は入出航可
禁止信号	毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	X 	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

管制船舶：長さ190m（油送船は総トン数1,000t）以上の船舶
管制対象船舶：長さ70m以上の船舶（総トン数1,000t未満の船舶を除く。）

5

航泊制限 引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。）の引火による事故を防止するため、一般船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海面に立ち入ることを禁止されている。

引火性危険物積載タンカーは、港内停泊中、夜間でも容易に視認できる「引火性危険物積載中」の標識を掲げている。（鹿島港長公示、鹿島港第30-1号（平成30年1月31日））

10 **海難** 日本の北側に優勢な高気圧があり、本州の南端を低気圧が通過する場合、鹿島港付近では北東の強風が連吹することが多い。港口が北東方に開いている鹿島港では注意を要する気圧配置である。また、鹿島港沿岸域の海底の表層は、主に砂や砂礫の層であり、錨地に適していない海域である。このため、北～東の強風時に、港内・外で錨泊中の船舶が走錨し、衝突・乗揚げ海難に至る事案が多発している。

15 **注意** 夏の一時期を除くと、常に沿岸海域は荒れている。荒天時、波浪が高い場合、南防波堤がレーダーに映らず、北海浜の護岸を南防波堤と誤認することがある。

港口の南防波堤北端部及び外港地区において、防波堤等の築造工事が行われている。

なお、工事区域は、灯付浮標及び標識灯で表示されている。

錨地 検疫錨地は、港界の北東角付近にある。なお、鹿島港南防波堤灯台 ($35^{\circ} 57.5' N$ $140^{\circ} 42.8' E$) から半径3M以内では、荒天時に走錨事故が多発しているので注意を要する。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
外港公共ふ頭A岸壁	35° 57.9' N 140° 41.6' E	280	12~14	10,000×1	耐震岸壁
深芝公共岸壁	35° 55.5' N 140° 41.9' E	300	5.5~6	2,000×3	
北公共 ふ 頭	C岸壁	35° 55.6' N 140° 39.2' E	170	10	10,000×1
	D岸壁	35° 55.7' N 140° 39.2' E	170	10	10,000×1
	E岸壁		170	10	12,000×1 ガントリークレーン
池向岸壁	35° 54.1' N 140° 40.7' E	114	5		架空線複数あり
南公共 ふ 頭	A・B岸壁	35° 53.2' N 140° 41.1' E	370	10	15,000×2
	C~F岸壁	35° 53.0' N 140° 41.1' E	各 130	6	5,000×4
	G・H岸壁	35° 52.9' N 140° 41.3' E	各 185	10	15,000×2

上表のほか、港内各所に会社専用の係船施設が多数ある。

架空線 池向岸壁から南西方対岸に至る3送電線(35° 54.0' N 140° 40.6' E、高さ: 北から57m・55m・45m)がある。また、北公共ふ頭前面海域に南北の岸壁にかかる送電線(35° 55.5' N 140° 39.6' E、高さ59m)がある。

最大入港船舶 2014年、貨物船 VALE BRASIL(198,980t、喫水16m)が日本製鉄原料岸壁に着岸した。

台風・津波等対策 台風等発達した低気圧の接近が予想される場合、また、津波注意報等が発表された場合、鹿島港長が、港外避難勧告等を行う(問合せ先: 鹿島海上保安署)。

10 海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
鹿島海上保安署(港長)	0299-92-2601	横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	0299-92-3404
横浜税関鹿島税関支署	0299-92-2558	茨城県鹿島港湾事務所	0299-92-2111
関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所	0299-92-2604	東京出入国在留管理局水戸出張所 (水戸市) 029-300-3601	
東京検疫所鹿島出張所	0299-92-2603		

引船・通船 引船・通船がある。

補給 清水の補給ができる。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
白十字総合病院	0299-92-3311	

15

犬吠埼付近(35° 43' N 140° 52' E)(海図W57、W1050)

概要 この項には、利根川河口からその西南西方約7Mの屏風ヶ浦西端までについて記載する。

犬吠埼は、利根川河口南側に突出する半島の埼で、その東岸は砂浜が多く、南岸は上層が赤土に覆われた高さ約20~40mの黒色のがけである。

この埼は東端を犬吠埼、南東端を長崎鼻、南西端を犬若鼻といい、同鼻の東側に外川漁港、北西側に名洗港(35° 42' N 140° 50' E)がある。

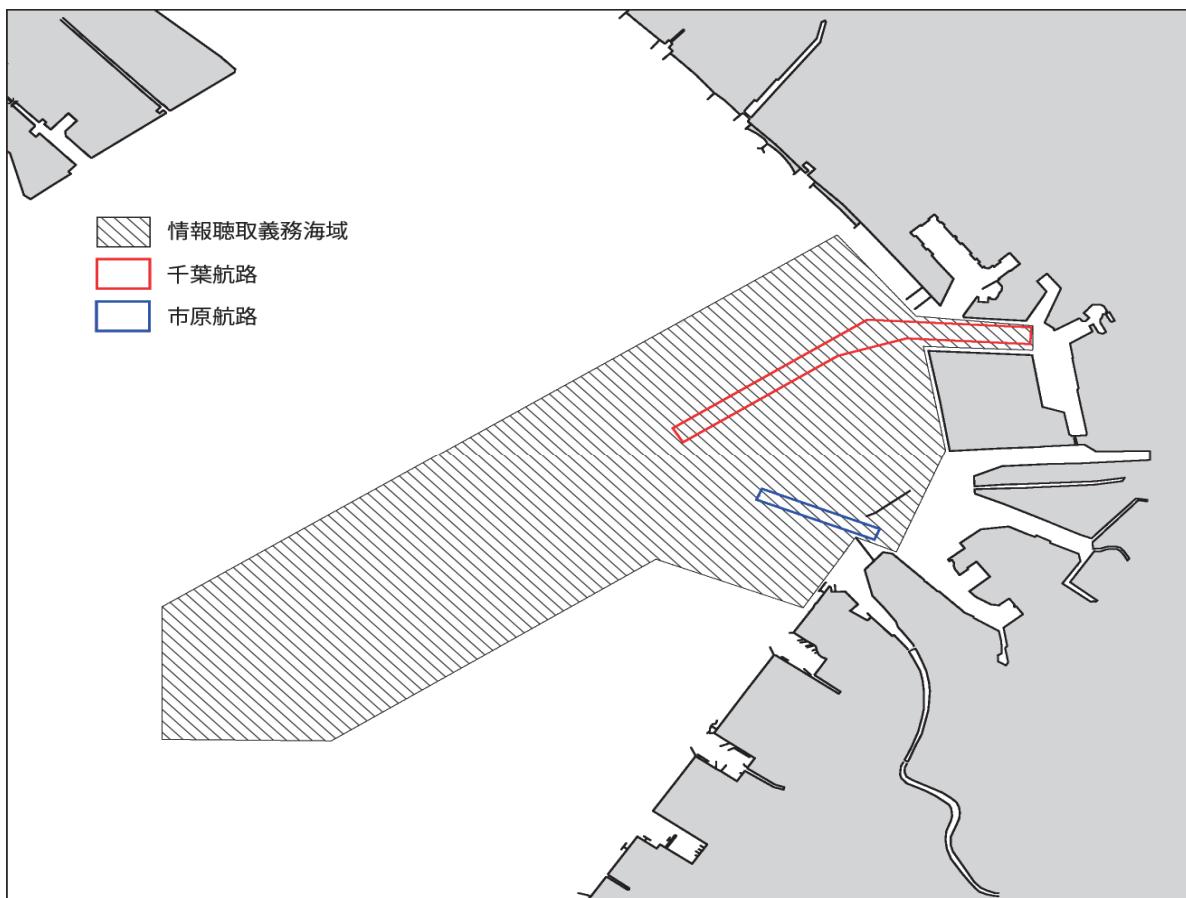
屏風ヶ浦は、長さ約5Mの険しいがけ海岸である。犬吠埼の周辺一帯は、小島や岩礁が多く近寄るのは危険である。がけはレーダによく映る。屏風ヶ浦の前面は遠浅で、波が高い。

霧は5月下旬~8月末頃まで発生し、最も多いのは7月である。日中には消えるが、南寄りの風の時は一

航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第42条、同法施行規則第20条の5）　港長は、特定船舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを、勧告することができる。

5

第33図 千葉港における情報聴取義務海域図（非常災害時を除く）



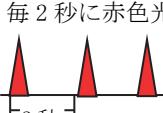
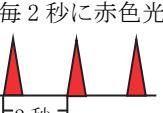
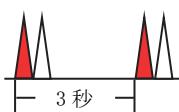
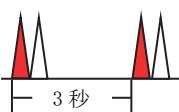
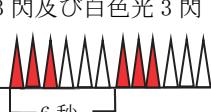
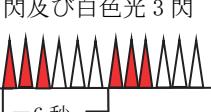
信号 千葉灯標 ($35^{\circ} 34.1' N$ $140^{\circ} 02.7' E$) 及び千葉中央港信号所 ($35^{\circ} 35.7' N$ $140^{\circ} 05.4' E$) で管制信号を行っている。

10

管制信号 千葉航路及び市原航路を航行する一定の船舶は、次表のとおり各信号所で掲げる信号に従つて航行しなければならない。（港則法施行規則第20条の2） **【表の差し替え】**

信号の種類	千葉航路		市原航路	信号の意味
	千葉灯標 信号所	千葉中央港信号所		
電光文字式 (昼夜間)	閃光式 (昼夜間)	閃光式 (昼夜間)		
入航信号	I の点滅	每2秒に白色光1閃	每2秒に白色光1閃	入航船は入航可 長さ50m以上の出航船（総トン数500t未満の船舶を除く）は、運航を停止して待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可 長さ50m未満又は総トン数500t未満の出航船は出航可

【表の差し替え】

出航信号		毎2秒に赤色光1閃 	毎2秒に赤色光1閃 	出航船は出航可 長さ50m以上の入航船（総トン数500t未満の船舶を除く）は、航路外において、出航船の進路を避け待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可 長さ50m未満又は総トン数500t未満の入航船は入航可	
自由信号		毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	千葉航路	長さ140m（油送船は総トン数1,000t）以上の入航船は、航路外において出航船の進路を避けて待機 長さ140m（油送船は総トン数1,000t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ140m（油送船は総トン数1,000t）未満の入出航船は入出航可
				市原航路	長さ125m（油送船は総トン数1,000t）以上の入航船は、航路外において出航船の進路を避けて待機 長さ125m（油送船は総トン数1,000t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ125m（油送船は総トン数1,000t）未満の入出航船は入出航可
禁止信号		毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止	
管制船舶：千葉航路 長さ140m（油送船は総トン数1,000t）以上の船舶 市原航路 長さ125m（油送船は総トン数1,000t）以上の船舶 管制対象船舶：長さ50m以上の船舶（総トン数500t未満の船舶を除く。）					

航泊制限 引火性危険物積載タンカーの引火による事故を防止するため、一般船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海面に立ち入ることを制限されている。

錨地 検疫錨地は、千葉灯標の北西方（35° 34.5' N 140° 01.2' E）付近にあり、危険物積載船錨地5は千葉区第2区～第4区及び外港に指定されている。

航泊禁止 外港から千葉航路に至る水路は、錨泊禁止区域になっている。

港湾施設

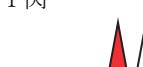
名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
中央ふ頭	A～E 岸壁	35° 35.7' N 140° 06.1' E	1,000	10	15,000×5	
	F～H 岸壁	35° 35.7' N 140° 05.6' E	750	12	30,000×3	
	I 岸 壁	35° 36.1' N 140° 05.8' E	130	7.5	5,000×1	耐震岸壁
	-4.5m岸壁	35° 35.9' N 140° 06.3' E	90	4.5	700×1	
出洲ふ頭	A～C 岸壁	35° 35.6' N 140° 06.6' E	430	7.5～8	5,000×3	C岸壁：耐震岸壁
	D1・D2 岸壁	35° 35.6' N 140° 06.4' E	265	6	3,000×2	
	E・F1～10 岸壁	35° 35.8' N 140° 06.4' E	1,045	5.5	2,000×11	
市原ふ頭岸壁		35° 32.4' N 140° 05.8' E	240	7～7.5	5,000×2	
袖ヶ浦ふ頭	A1～3 岸壁	35° 27.4' N 139° 59.8' E	270	5	2,000×3	
	B・C1～3・D1・D2 岸壁	35° 27.5' N 139° 59.8' E	481	4.5	700×3	
	E1～4 岸壁	35° 27.6' N 139° 59.6' E	320	5.5	2,000×4	
	F1～3 岸壁	35° 27.8' N 139° 59.6' E	419	4～7	5,000×3	
今井岸壁		35° 26.8' N 139° 58.3' E	600	5.5	2,000×5	

上表のほか、第5区を除く各区内に各会社専用の係船施設が多数ある。

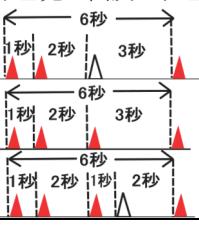
1 東京東航路 【表の差し替え】

信号所名	15号地南信号所 15号・15号北地信号所中央防信号所・10号地信号所	
信号の種類	信号の方法 電光文字式(昼夜間)	信 号 の 意 味
入航信号	Iの点滅	入航船は入航可 長さ50m以上の出航船(総トン数500t未満の船舶を除く)は、運航を停止して待機 長さ50m未満又は総トン数500t未満の出航船は出航可
出航信号	Oの点滅	出航船は出航可 長さ50m以上の入航船(総トン数500t未満の船舶を除く。)は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ50m未満又は総トン数500t未満の入航船は入航可
自由信号	Fの点滅	長さ150m(油送船は総トン数1,000t)以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ150m(油送船は総トン数1,000t)以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ150m(油送船は総トン数1,000t)未満の入出航船は入出航可
禁止信号	Xの点灯	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止
切替予告信号	XとI (又はO、F) の交互点滅	航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある長さ50m以上の入出航船(総トン数500t未満の船舶を除く。)は、航路外で航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 航路外にある長さ50m未満又は総トン数500t未満の入出航船は入出航可 信号が間もなくI(又はO、F)の点滅に変わる
	Xの点滅	航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある入出航船は、航路外で航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 信号が間もなくXの点灯に変わる

2 東京西航路 【表の差し替え】

信号所名	青海信号所 青海第2信号所 晴海信号所	大井信号所 羽田船舶信号所	信 号 の 意 味
信号の種類	信号の方法 電光文字式(昼夜間)	閃 光 式 (昼夜間)	
入航信号	Iの点滅	毎2秒に白色光1閃 	入航船は入航可 長さ100m以上の出航船は、運航を停止して待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可 長さ100m未満の出航船は出航可
出航信号	Oの点滅	毎2秒に赤色光1閃 	出航船は出航可 長さ100m以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可 長さ100m未満の入航船は入航可
自由信号	Fの点滅	毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 	長さ300m(油送船は総トン数5,000t)以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ300m(油送船は総トン数5,000t)以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ300m(油送船は総トン数5,000t)未満の入出航船は、入出航可
禁止信号	Xの点灯	毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止

【表の差し替え】

切替予告信号		毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光1閃（又は毎6秒に赤色光3閃、毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光1閃）	 <p>6秒 1秒 2秒 3秒 6秒 1秒 2秒 3秒 6秒 1秒 2秒 1秒 2秒</p>	航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外において、航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は入出航可 長さ100m未満の入出航船は入出航可 電光文字式：信号が間もなくI（又はO、F）の点滅に変わる 閃光式：信号が間もなく毎2秒に白色光1閃（又は毎2秒に赤色光1閃、毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃）に変わる
		毎6秒に順次に赤色光2閃と白色光2閃	 <p>6秒 1秒 2秒 1秒 2秒</p>	航路内航行中の入出航船は、入出航可 航路外にある入出航船は、航路外において航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 電光文字式：信号が間もなくXの点滅に変わる 閃光式：信号が間もなく毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃に変わる

錨地 検疫錨地は、東京沖灯浮標の北西方にある。

航行上の注意等 (第23図、155ページ参照)

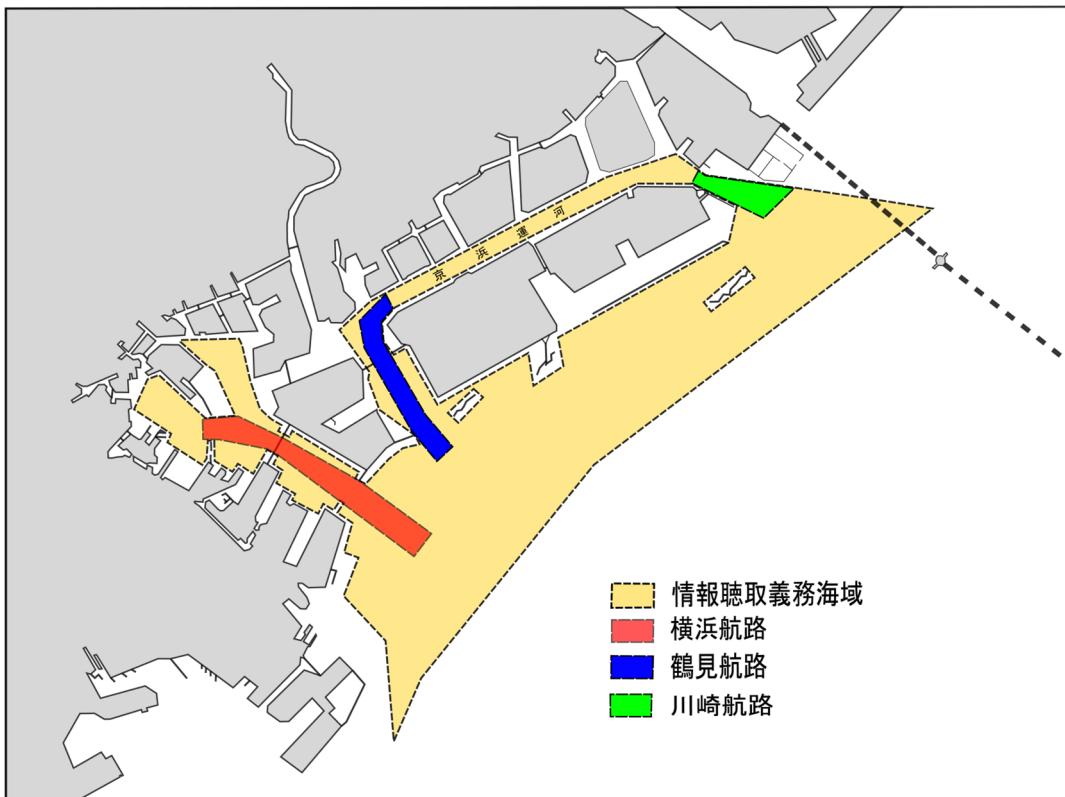
- 1 東京西航路南口の東京沖灯浮標を中心とした半径1,850mの円内海域は、航路指定及び錨泊自粛区域となっている。
- 2 東京国際空港B及びD滑走路の北東側海域には、航空法に基づく航空機進入表面区域が設定されている。
 - (1) 水面上の高さ（水面から船舶最高点までの高さ）が28.4m以上の船舶は、東京国際空港D滑走路に設定された船舶高基準面下海域で東京国際空港D滑走路東方灯標(35° 32' 41" N 139° 49' 51" E)をA点とし、B点東京西航路第一号灯標(35° 32' 59" N 139° 50' 19" E)、C点(35° 33' 15" N 139° 49' 53" E)、D点(35° 32' 53" N 139° 49' 35" E)を順次に結んだ線並びにA点とD点を結んだ線により囲まれた海域に侵入しないこと。
 - (2) 水面上の高さが28.4m未満の船舶で上記A・B・C・D点を順次に結んだ線並びにA点とD点を結んだ線により囲まれた海域を航行するときは、東京国際空港D滑走路東方灯標(35° 32' 41" N 139° 49' 51" E)の北東側の海域を航行すること。

15

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
品川ふ頭	C～F	35° 37.3' N 139° 45.6' E	745	7～10	15,000×4	外貿コンテナ ガントリークレーン
	G・H	35° 37.6' N 139° 45.6' E	380	5.5～8	15,000×2	
	I～K	35° 37.9' N 139° 45.5' E	476	8～8.5	6,000×3	北海道定期航路
芝浦ふ頭	B～F	35° 38.5' N 139° 45.6' E	780	6～7	5,000×6	内貿雑貨
	G	35° 38.7' N 139° 45.6' E	165	6.5	2,000×1	C～G岸壁：耐震岸壁
日の出ふ頭	H～M	35° 38.9' N 139° 45.6' E	564	6.5～7	3,000×6	
竹芝ふ頭	N～P	35° 39.2' N 139° 45.8' E	465	4.5～5	5,000×3	伊豆・小笠原航路
月島ふ頭	F4・F5	35° 39.1' N 139° 46.0' E	266	7.5	5,000×2	ドルフィン桟橋
晴海ふ頭	I	35° 39.0' N 139° 46.8' E	161	6～8.5	10,000×1	
	J	35° 39.0' N 139° 46.7' E	190	8～8.5	15,000×1	
	K・L	35° 38.9' N 139° 46.5' E	456	8.5	20,000G/T×2	客船ターミナル
大井コンテナふ頭	1～7	35° 36.3' N 139° 46.0' E	2,354	15	50,000×7	ガントリークレーン 4～6岸壁：耐震岸壁
大井水産物ふ頭	J・K	35° 35.6' N 139° 46.4' E	450	11.5～12	30,000×2	
大井食品ふ頭	L	35° 35.4' N 139° 46.6' E	230	10.5～12	30,000×1	
	M・N	35° 35.3' N 139° 46.5' E	380	11	15,000×2	耐震岸壁

第40図 京浜港（横浜区・川崎区）における情報聴取義務海域図（非常災害時を除く）
【図の差し替え】



船舶の交通の制限等（港則法第38条、同法施行規則第20条の2） 港長は、鶴見航路、京浜運河、川崎航

5 路及び横浜航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるお
それがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当
該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運
航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

港長が提供する情報の聴取（港則法第41条、同法施行規則第20条の3） 港長は、特定船舶（第40図、

10 第28図（161ページ）参照）に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数500tを超える
船舶をいう。）に対し、VHF無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶
の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するた
めに当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第40図、第28図に
示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

15 **航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第42条、同法施行規則第20条の5）** 港長は、特定船
舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF無線電話その他の適切
な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

20 **航路外での待機指示（港則法第14条の2 同法施行規則第8条の2）** 横浜航路において、船舶の円滑
な航行を妨げる停留その他の行為をしている船舶と航路を航行する長さ50m以上の他の船舶（総トン数500
t未満の船舶を除く。）との間に安全な間隔を確保することが困難となる場合、京浜港長は、当該危険を防
止するため必要な間、航路外での待機を指示することがある。指示は、VHF無線電話その他の適切な方法によ
り行われる。

錨泊禁止 横浜航路東口から南東方約1Mまで及び、鶴見航路南口から南東方約0.6Mに至る間に錨泊禁

日の出地区	日の出ふ頭	1号岸壁	35° 00.3' N 138° 29.9' E	410	5~12	旅客船 15,000×1 旅客船 30,000×1	1,2号岸壁連続使用 時 230,000t級客船 使用
		2号岸壁	35° 00.5' N 138° 29.9' E	410	12	旅客船 15,000×2	
		巴川左岸岸壁	35° 00.2' N 138° 29.8' E	100	3~4.5	1,000×1	
富士見地区	富士見ふ頭	1・2号岸壁	34° 59.6' N 138° 30.2' E	113	4~5	700×2	飼肥料
		3号岸壁	34° 59.6' N 138° 30.1' E	140	7.5~8.5	5,000×1	セメント クレーン
		4・5号岸壁	34° 59.7' N 138° 30.0' E	480	12		木材チップ、セメント、穀類 クレーン
		6・7号岸壁	34° 59.9' N 138° 29.8' E	329	8.5~9.5	10,000×2	飼肥料、穀類
		塚間地区	35° 00.3' N 138° 30.3' E	71	—	1,000×1	鋼材、クレーン

前表のほか、江尻ふ頭の北東方に原油荷役桟橋があり、第2区の両側に各会社の専用係船施設がある。

また、袖師、江尻、清水、塚間及び三保の各船だまりがある。

係船浮標 第1区に2個の係船浮標がある。

5 台風・津波対策 本港では台風・津波による事故を未然に防止するため、清水港台風・津波等対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の台風・津波災害防止措置を実施している（問合せ先：清水海上保安部）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
清水海上保安部（清水港長、田子の浦港長）	054-355-0225	名古屋検疫所清水検疫所支所	054-352-6012
名古屋税関清水税関支署	054-352-6116	動物検疫所横浜本所清水出張所	054-353-5086
名古屋税関清水税関支署興津出張所	054-369-3571	名古屋植物防疫所清水支所	054-352-3775
中部運輸局静岡運輸支局清水庁舎	054-352-0174	名古屋出入国在留管理局静岡出張所	054-653-5571
静岡県清水港管理局（港湾管理者）	054-353-2201		

10 引船・通船 引船がある。通船があり、発着所は清水船だまり南西部にある。

補給 清水、燃料油の補給は十分にでき、給水船及び給油船がある。氷は江尻ふ頭で積み込む。

修理

造船所名	電話番号	備考
(株)カナサシ重工	054-334-5151	
(株)清港ドック	054-334-0311	
(株)ティーエムマリン	054-334-2191	
(株)三保造船所	054-334-5211	

廃油処理施設

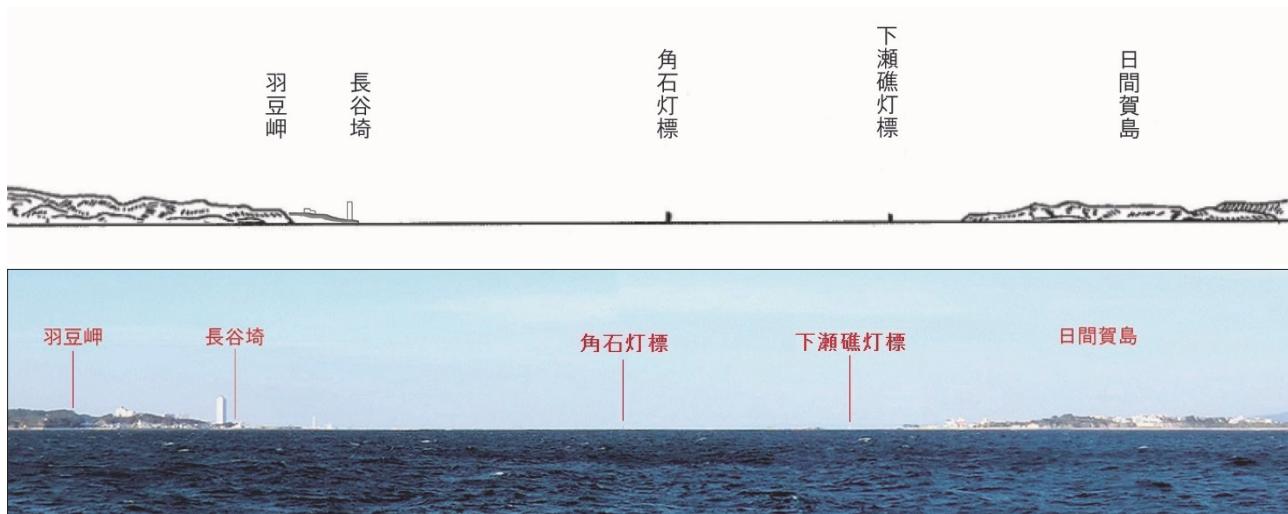
事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
紅産業(株)	054-334-1310	0800~1700	ビルジ・水バラスト・タンク洗浄水・コレクトオイル・スロップオイル・スラッジ・その他	水バラスト・タンク洗浄水・スロップオイル・スラッジ・その他

15 医療施設

名称	電話番号	備考
静岡市立清水病院	054-336-1111	

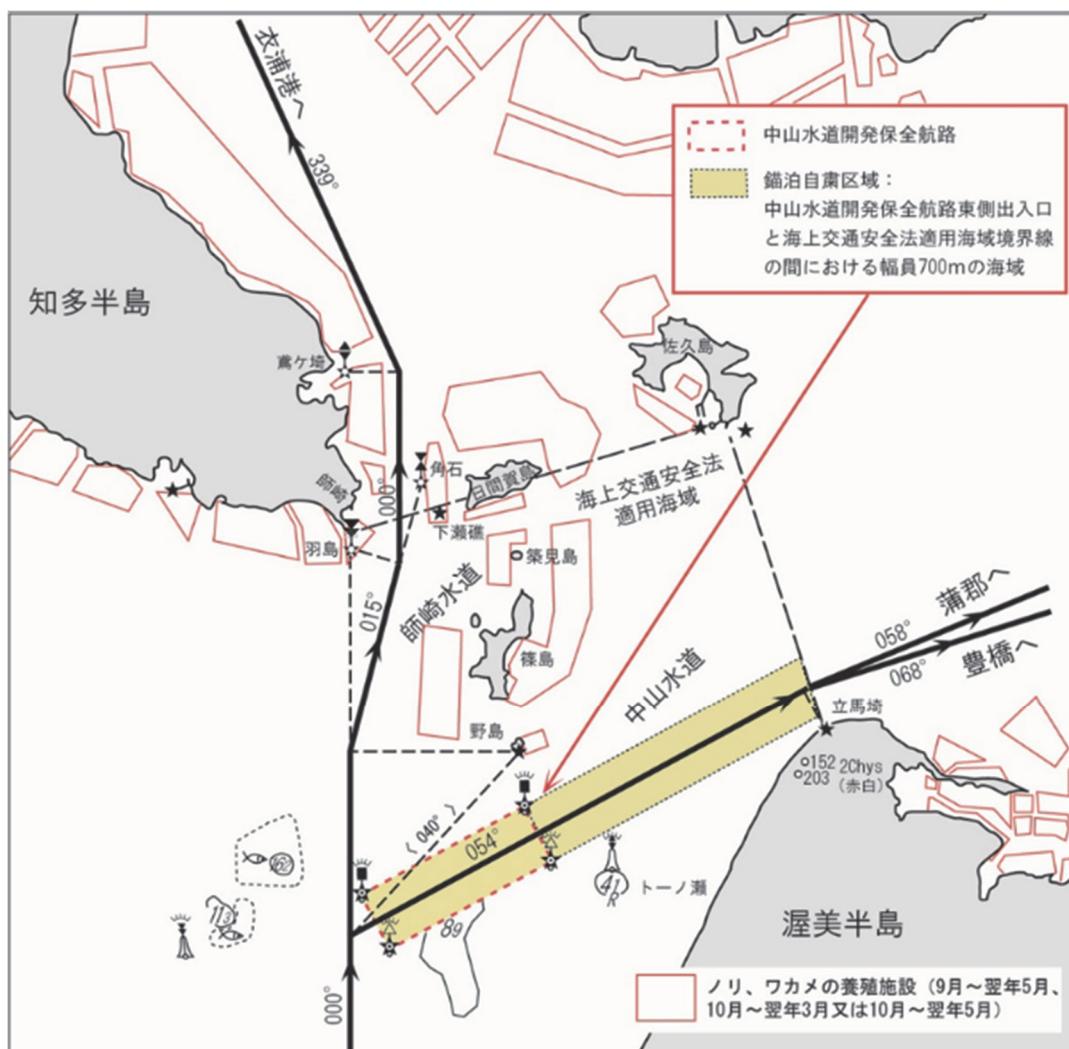
海上交通 土肥港との間に、カーフェリー(1,554t)便がある。

(2) 南方から師崎水道を望む



第51図 中山水道・師崎水道針路法図【図の差し替え】

5

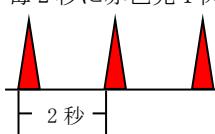
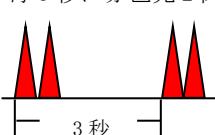
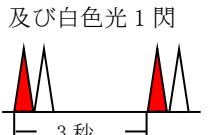
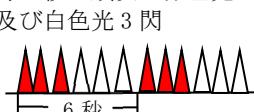


	2代・S・N	S N	霞ヶ浦南ふ頭北側、東側又は霞ヶ浦北ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
	2代・S・W	S W	霞ヶ浦南ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。
	2代・F	F	富双1、2丁目又は富田浜町の係留施設に向かって航行する。
	2代・A	A	谷口石油精製桟橋に向かって航行する。
	2代・E	E	JERA 川越火力発電所の係留施設に向かって航行する。
	2代・W	W	四日市港東防波堤南灯台から 285° 200mの地点まで引いた線、同地点から 334° 1,080mの地点まで引いた線、同地点から 017° 520mの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面の錨地に向かって航行する。

信号 四日市信号所及び四日市防波堤信号所で、航行管制に関する信号を行っている。

また、第2航路私設信号塔及び第3航路私設信号塔では私設信号を行っている。

- 5 管制信号 第1航路及び午起航路を航行する一定の船舶は、航行管制に関する信号を行っている次の表の四日市信号所 ($34^{\circ} 57' 09''$ N $136^{\circ} 38' 13''$ E) 及び四日市防波堤信号所 ($34^{\circ} 56' 45''$ N $136^{\circ} 39' 40''$ E) が行う信号に従って航行しなければならない。【表の差し替え】

信号の種類	第1航路・午起航路		信号の意味
	四日市信号所・四日市防波堤信号所		
入航信号	毎2秒に白色光1閃 		入航船は入航可 総トン数 500t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500t 未満の出航船は、出航可
第1航路出航信号	毎2秒に赤色光1閃 		第1航路出航可 午起航路から出航する総トン数 500t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500t 未満は、出航可 総トン数 500t 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500t 未満の入航船は、入航可
午起航路出航信号	毎3秒に赤色光2閃 		午起航路出航可 第1航路から出航する総トン数 500t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500t 未満は出航可 総トン数 500t 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500t 未満の入航船は、入航可
航路制限信号	毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃 		総トン数 3,000t 以上の入航船は、航路外において出航船の進路を避けて待機 総トン数 3,000t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 3,000t 未満の入出航船は、入出航可
入出航禁止信号	毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃 		港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

- 10 私設信号 第2航路私設信号塔（霞ヶ浦地区南東角地）では、第2航路を経由して出入航、又はK-9桟橋 ($34^{\circ} 58.4'$ N $136^{\circ} 39.7'$ E) を離桟し回頭中の総トン数 3,000t 以上の船舶の情報信号を表示し、総トン数 500t 以上の船舶に第2航路内で行き会わないよう出入航の調整を行わせている。

第3航路私設信号塔（霞ヶ浦地区北東角地）では、第3航路を経由して出入航、又はE-1桟橋 ($35^{\circ} 00.0'$ N $136^{\circ} 41.9'$ E) を離桟し、第3航路を出港する総トン数 20,000t 以上の船舶の情報信号を表示し、総トン数 500t 以上の船舶に第3航路内で行き会わないよう出入航の調整を行わせている。

錨地 東防波堤の西側海域は底質が泥で、小型船等の好錨地である。

四日市港東防波堤南灯台 ($34^{\circ} 57.1' N$ $136^{\circ} 39.5' E$) の南南東方約3,300mに、検疫錨地がある。

危険物積載船錨地は第2区、第3区に指定されている。第1～第3航路東側出入口、昭和四日市石油シーバース及びコスモ石油シーバース付近海域等には、錨泊自肅区域が設定されている。

5 港湾施設

名 称		概 位	長さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
石炭ふ頭第7号		$34^{\circ} 56.9' N$ $136^{\circ} 38.0' E$	125	4.5～7	5,000×1	化学薬品用
第1ふ頭	1号	$34^{\circ} 56.9' N$ $136^{\circ} 38.2' E$	100	5.5	2,000×1	化学薬品用
	南側基部		60	—	—	
	2・3号	$34^{\circ} 56.9' N$ $136^{\circ} 38.4' E$	245	6～8.5	10,000×1	鉱物、化学肥料等
	4・5号	$34^{\circ} 57.0' N$ $136^{\circ} 38.4' E$	215	5.5～9.5	10,000×1	化学工業品・非鉄金属
	6号	$34^{\circ} 57.1' N$ $136^{\circ} 38.3' E$	179	2～2.5	300×3	ガラス類
第2ふ頭	8号	$34^{\circ} 57.1' N$ $136^{\circ} 38.4' E$	190	9.5	15,000×1	穀類、ガラス類用
	9号	$34^{\circ} 57.1' N$ $136^{\circ} 38.5' E$	200	10	15,000×1	穀類、非鉄金属用
	10号	$34^{\circ} 57.1' N$ $136^{\circ} 38.6' E$	200	4.5～5	2,000×2	穀類用
	11号	$34^{\circ} 57.2' N$ $136^{\circ} 38.5' E$	200	10～11	15,000×1	輸送機械用
	12号		140	5～5.5	1,000×2	穀類、輸送機械用
	19号	$34^{\circ} 57.3' N$ $136^{\circ} 38.4' E$	110	5	1,000×1	輸送機械用
第3ふ頭	13号	$34^{\circ} 57.3' N$ $136^{\circ} 38.6' E$	245	12	30,000×1	穀類用
	14号	$34^{\circ} 57.3' N$ $136^{\circ} 38.7' E$	220	10	15,000×1	鉄鋼、非金属鉱物等
	15号		245	10	12,000×1	鉄鋼、非金属鉱物等
	16号	$34^{\circ} 57.4' N$ $136^{\circ} 38.5' E$	114	6.5	5,000×1	化学工業品、肥料等
	17・18号	$34^{\circ} 57.3' N$ $136^{\circ} 38.4' E$	163	5.5	2,000×2	鉄鋼用
霞 西 1 号 栈 橋		$34^{\circ} 59.4' N$ $136^{\circ} 39.1' E$	450	4	700 t 級	休泊用
霞ヶ浦南ふ頭	22号	$34^{\circ} 59.3' N$ $136^{\circ} 40.5' E$	280	14	60,000×1	石炭、石油製品用 アンローダー2基
	23号	$34^{\circ} 59.3' N$ $136^{\circ} 40.4' E$	240	12	40,000×1	石炭、石油製品用 ガントリークレーン1基
	24・25号	$34^{\circ} 59.4' N$ $136^{\circ} 40.1' E$	各240	12	40,000×2	原塩、輸送機械等
	26号	$34^{\circ} 59.5' N$ $136^{\circ} 39.9' E$	300	13.2	30,000×1	コンテナ、重量物用 ガントリークレーン2基
	27号	$34^{\circ} 59.6' N$ $136^{\circ} 39.8' E$	240	12	25,000×1	コンテナ ガントリークレーン1基
	30～36号	$34^{\circ} 59.6' N$ $136^{\circ} 39.3' E$	420	4.5	700×7	砂利、砂、石材等
	37～41・43・44号	$34^{\circ} 59.8' N$ $136^{\circ} 39.6' E$	630	5.5	2,000×7	非金属鉱物等
	60～62号	$34^{\circ} 59.2' N$ $136^{\circ} 40.6' E$	390	7.5	5,000×3	石炭用
	70～73号	$34^{\circ} 59.7' N$ $136^{\circ} 39.7' E$	300	4.5	700×4	
	74号・75号	$34^{\circ} 59.8' N$ $136^{\circ} 39.9' E$	130×2	7.5	5000×2	
霞ヶ浦北ふ頭80号		$34^{\circ} 59.8' N$ $136^{\circ} 40.2' E$	330	14	50,000×1	コンテナ ガントリークレーン3基
富双ふ頭	1・2号	$35^{\circ} 00.3' N$ $136^{\circ} 39.9' E$	123	4.5	750×2	休泊用
	3号	$35^{\circ} 00.2' N$ $136^{\circ} 39.9' E$	85	4.5	1,500×1	輸送機械、鉄鋼用
	4・5号	$35^{\circ} 00.2' N$ $136^{\circ} 39.8' E$	各125	7.5	5,000×2	セメント、金属製品用
	6号	$35^{\circ} 00.1' N$ $136^{\circ} 39.7' E$	170	7.5	5,000×1	鉄鋼用
浜園ふ頭50～59号		$34^{\circ} 59.7' N$ $136^{\circ} 39.2' E$	600	4.5	700×10	休泊用

上表のほか、第1区南部、第3区午起町、霞ヶ浦などに会社専用の係船施設が多数ある。

霞ヶ浦、川越地区には大型液化ガスタンカー用の係船施設が存在する。

概要 この港は北方へ約4M湾入した港則法適用港で、港内は東部の五ヶ所浦、西部の船越浦、迫間《ハザマ》浦の3支湾に分かれ、これらの浦もまた多くの小湾に分かれている。

各支湾は小型船の好避泊地であるが、航路筋両側には定置網や真珠の養殖施設などが多いので注意を要する。特に夜間の出入港は危険である。

5 港域内に、宿田曾漁港、相賀浦漁港、迫間浦漁港、礫浦《サザラウラ》漁港及び五ヶ所湾漁港がある。

目標

地物名	概位	備考
竜仙山	34° 21.8' N 136° 40.7' E	高さ402m、南西方から見ると鋭峰状
浅間山	34° 19.0' N 136° 40.6' E	高さ45m、頂上に松林がある。逢瀬ノ鼻上
浅間ノ森	34° 19.4' N 136° 39.4' E	高さ111m
著屋	34° 21.1' N 136° 42.4' E	病院、丘上にあり、白色建物

10 **避険線** 室ビラシ(34° 17.1' N 136° 40.9' E、水深6.4m)は、浅間山(目標の項参照)と葛《カツラ》島西端(34° 17.8' N 136° 40.7' E)とを一線(172°)に見る方位線上にある。また、イノキビラシ(34° 18.7' N 136° 40.6' E)は、止ノ崎端(34° 17.3' N 136° 39.6' E)と間鼻島灯台(34° 19.2' N 136° 41.1' E)との一線(033°)上にある。

錨地 迫間浦は各方向の風を防ぎ、600t以下の船舶には、五ヶ所港内では最も安全な好錨地である。

ただし、養殖施設が多く注意を要する。最良の錨地は、ソモ崎の北方で浅間ノ森を287°に見る水深約16m、底質泥の所で錨かきは良い。この浦には朝生田浦、三浦、福浦などの支湾があるが、いずれも真珠などの養殖施設が多数あるので注意を要する。

15 五ヶ所浦は南風が強いときには、大波が侵入するため錨泊には適さない。しかし、小型船は浦奥の五ヶ所浦地区の前面に入れば風波を避けられる。間鼻島灯台の北東方約0.7Mのツブリコ(高さ13m)から043°600m、水深約20m、底質泥の所は錨かきが良かったという報告がある。なお、ツブリコ周辺には養殖施設がある。

20 船越浦では東側にある雀島(34° 20.0' N 136° 40.8' E、高さ7m)の西方280m、水深約14m、底質泥の所が良いが、南風が強いときには大波のため錨泊に適さない。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
宿田曾漁港	-5m岸壁	34° 17.6' N 136° 41.2' E	350	4~4.5	
	-5m岸壁	34° 17.7' N 136° 41.3' E	150	4~4.5	
	-6m岸壁	34° 18.0' N 136° 41.4' E	延長170	2.5~4.5	
	-6m岸壁		延長150	4~5.5	魚市場がある。

上表のほか、港域内各漁港に物揚場がある。

25 **補給** 清水、燃料油の補給ができる。

贊《ニエ》湾(34° 15' N 136° 34' E、海図W76) 数個の支湾があるが、ほとんど真珠の養殖場に使

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第1岸壁	34° 04.5' N 136° 12.2' E	120	3.5~4	300 t ×2	
-5.5m岸壁	34° 04.5' N 136° 12.2' E	91	5.5	500 t 級	
第2岸壁	34° 04.4' N 136° 12.1' E	73	2~3.5	300 t ×2	
第2桟橋	34° 04.4' N 136° 12.1' E	114	2.5~4	700×2	
係船岸壁	34° 04.4' N 136° 12.1' E	124	1~1.5		
第3岸壁	34° 04.3' N 136° 12.2' E	80	1~1.5	1,000 t ×1	
第4岸壁	34° 04.3' N 136° 12.2' E	161	3.5~4.5	2,000 t ×2	
天満岸壁	34° 04.5' N 136° 12.4' E	120	4		
天満南岸壁	34° 04.6' N 136° 12.2' E	110	4		
天満先端岸壁	34° 04.6' N 136° 12.3' E	30	3.5		

上表のほか、会社専用の岸壁及び桟橋がある。

最大入港船舶 1989年3月20日、タンカー MINOTAVROS (68,630 t、喫水 15.3m) が尾鷲三田工事所桟橋に着岸した。

5 台風・津波対策 本港では台風及び地震、津波等による事故を未然に防止するため尾鷲港台風・津波等対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：尾鷲海上保安部）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
尾鷲海上保安部	0597-25-0118		
名古屋税関四日市税関支署 尾鷲出張所	四日市税関支署 059-353-6421 ～連絡	名古屋検疫所四日市検疫支所 尾鷲・勝浦出張所	四日市検疫支所 059-352-3574 ～連絡

10 引船 タンカー入港時に他港から来る。

補給 岸壁などで清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
尾鷲総合病院	0597-22-3111	

三木崎～熊野川河口（海図 W75、W93）

15 概要 三木崎～猪ノ鼻の間は尾鷲湾付近と同様の海岸で、賀田湾、二木島湾、新鹿湾の3湾がある。

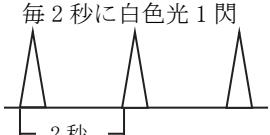
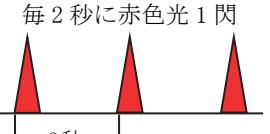
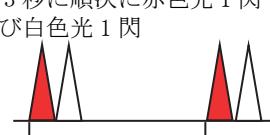
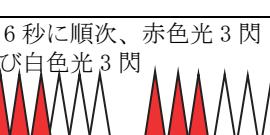
猪ノ鼻～熊野川河口の間は、猪ノ鼻の西側に木本港の小湾入があるほかは、真直ぐな磯浜で松林が続いている。内陸は一帯の山地である。

熊野川は、三重県と和歌山県との境界となる大川で、河口の北側に鵜殿港がある。

鵜殿港の沖合3M以遠では、秋口の日没から日出までまき網漁船等が集魚灯を点灯し、多数操業している。

20 木本港 から鵜殿港沿岸にかけて定置網があるので、距岸2.5M以内に近寄らない方がよい。

【表の差し替え】

信号の種類	信号の方法		信 号 の 意 味
	閃光による信号	形象物による信号	
入航信号	毎2秒に白色光1閃 	黒色の上向き円すい形形象物1個 	入航船は、入航可 総トン数100t以上の出航船は、運航停止で待機 総トン数100t未満の出航船は、出航可
出航信号	毎2秒に赤色光1閃 	黒色の方形形象物1個 	出航船は、出航可 総トン数100t以上の入航船は、水路外で出航船の進路を避け待機 総トン数100t未満の入航船は、入航可
総トン数 1,000t(油送 船にあっては 500t)以上の 船舶の入出航 禁止信号	毎3秒に順次に赤色光1閃 及び白色光1閃 	黒色の鼓形形象物1個 	総トン数1,000t(油送船は総トン数500t)以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機 総トン数1,000t(油送船は総トン数500t)以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数1,000t(油送船は総トン数500t)未満の入出航船は、入出航可
入出航禁止信号	毎6秒に順次、赤色光3閃 及び白色光3閃 	縦に上から 黒色の鼓形形象物1個 及び 赤色の方旗1旒 	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止
(注) 管制信号は、昼夜間とも閃光信号で行う。ただし、桂浜信号所にあっては、昼間のみ形象物で行うことがある。			

注意 港口付近では、春～秋季の低気圧及び台風による南寄りのうねりが大きいので注意を要する。
錨地 検疫錨地は、下竜頭岬の南南東方(33° 28.8' N 133° 35.0' E)付近にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第1ふ頭	2号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.2' E	115	3~6	3,000×1
	4号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.4' E	390	2.5~7	5,000×3 前面に険悪地あり
	5号岸壁	33° 32.3' N 133° 33.6' E	172	5~7.5	5,000×1 耐震強化岸壁
	6号岸壁	33° 32.5' N 133° 33.6' E	260	6~7	5,000×2
	7号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.6' E	260	5.5~7	5,000×2
	8号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.6' E	180	3.5~4	700×3
第2ふ頭	1号岸壁	33° 33.2' N 133° 33.6' E	735	0.5~3	— 未測箇所あり
第3ふ頭	1号岸壁	33° 33.0' N 133° 33.8' E	242	2~3	— 未測箇所あり
	2号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.8' E	110	2.5	300×1
	3号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.8' E	140	2.5~3.5	300t×1 前面に険悪地あり
	4号岸壁		55	3	750t×2 同上
第4ふ頭	1号岸壁	33° 32.5' N 133° 34.2' E	167	4.5~5	3,000×1 同上
	2号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.2' E	180	3.5~4	300×1
	3号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.3' E	90	未測	300×1
第5ふ頭	1号岸壁	33° 31.4' N 133° 33.9' E	130	6~6.5	5,000×1 前面に険悪地あり
	2号岸壁	33° 31.3' N 133° 33.9' E	140	4~4.5	1,000×2 同上
	3号岸壁	33° 31.1' N 133° 33.9' E	300	2.5~4	700×5
第7ふ頭	1号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.1' E	240	7.5~8	— ガントリークレーン
	2号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.1' E	240	12~12.5	30,000×1 ガントリークレーン
	3号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.4' E	280	12~12.5	30,000×1 前面に険悪地あり
	4号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.5' E	190	11~11.5	18,000×1 耐震強化岸壁
	8号岸壁	33° 30.8' N 133° 35.0' E	180	7.5~8	12,000t×1

5 上表のほか、各ふ頭に各会社の専用係船施設がある。